

令和8年2月24日

オープンカウンター方式による見積り依頼について

- 1 本リストは、オープンカウンター方式実施要項に基づく手続きが必要です。
- 2 本方式は随意契約を前提として見積依頼であり、有効な見積書をもって申し込みをした者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格の見積書をもって申し込みをした者を契約の相手方とします。

3 件名リスト

一連番号	件名	納入(履行)場	納期(履行期限)	見積依頼書公表日	見積書提出期限	見積り合わせの日時	防衛省競争参加資格	備考
1	飲料水水質検査	徳島駐屯地	8.4.1~9.3.31	8.2.24	8.3.3 1000	8.3.3 1000		
		以下余白						

4 仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所、問合せ先及び提出先

〒779-1116

住所 徳島県阿南市那賀川町小延413番地1

契約機関名 陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊 (担当：中村)

電話番号 0884-42-0991 (内線：349)

FAX 番号 0884-42-0993

オープンカウンター補足説明

- 1 契約条項を示す場所
徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊において示す。
- 2 見積合わせの場所及び日時
 - (1) 場 所：陸上自衛隊徳島駐屯地第348会計隊徳島派遣隊 事務室
 - (2) 日 時：令和8年3月3日（火）10時00分（一連番号1）
- 3 説明会
実施しない。
- 4 見積方法
見積書に記載する金額は、消費税及び地方消費税を含まない金額（外税）を記入すること。
- 5 見積決定方法
総品目総額
見積決定にあたっては、単価金額が最低の価格の見積書をもって申込した者を契約の相手方とし、当該金額の10%（軽減税率対象項目については8%）当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって決定金額とす、見積もった金額の110分の100（軽減税率対象項目については108分の100）を記載すること見積金額が当該所定の予定価格の範囲内の最低価格の見積を決定者とする。なお、見積決定者となるべき最低価格の見積が2名以上ある場合は抽選により見積者を決定する。
- 6 契約書の作成
 - (1) 契約金額が100万円以上の場合は請書を、250万円以上の場合は契約書を作成する。契約書の記載要領については、落札決定後に説明する。
 - (2) 適用する条項は下記の条項を適用する。
 - ア 基本契約条項
役務請負特約条項
 - イ 特約条項
談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項。
- 7 その他
 - (1) 入札及び契約心得は、中部方面隊ホームページ内の標準入札心得による。
 - (2) この見積に関する公告及び陸上自衛隊オープンカウンター方式実施要領は陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊に掲示しています。
また、陸上自衛隊中部方面隊ホームページ
<https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin/>に掲載しています。
 - (3) 見積書は、随時第348会計隊徳島派遣隊事務所において配布します。
 - (4) 規格の確認及び落札後の日程等調整は、下記の連絡先までお願いします。
 - (5) 問い合わせ及び連絡先
見積及び契約に関する事項
〒779-1116 徳島県阿南市那賀川町小延413-1
陸上自衛隊徳島駐屯地 第348会計隊徳島派遣隊契約班 担当：中村
TEL 0884-42-0991（内線349）
FAX 0884-42-0993

仕様書番号：第 5 号

作成年月日：令和8年2月17日

作成責任者：事務官 久保 洋太

飲料水水質検査

徳島駐屯地業務隊

特記仕様書

- 1 件名 飲料水水質検査
2 場所 徳島県阿南市那賀川町小延413-1 陸上自衛隊徳島駐屯地
3 概要 飲料水水質検査 1式

4 一般事項

- (1) 本役務は本特記仕様書及び図面、関係諸規則に基づき実施するものとする。
(2) 本特記仕様書及び図面に疑義が生じた場合には、監督官と協議を行いその指示に従うものとする。
(3) 本役務は、令和8年4月1日～令和9年3月31日の期間に測定回数、測定周期に則った回数分を官側と調整した日時に実施するものとする。

5 特記事項

- (1) 検査は水道法に基づき実施するものとする。
(2) 各月の検査項目は以下のとおりとし、細部項目は別紙のとおりとする。

4月	52項目	7月	24項目	10月	24項目	1月	24項目
5月	9項目	8月	9項目	11月	9項目	2月	9項目
6月	9項目	9月	9項目	12月	9項目	3月	9項目

- (3) 採水容器の準備並びに現場での採水、検査機関への持ち込みは請負者が実施するものとする。
(4) 現場での採水については、各月の第1水曜日に1検体を基準とし、日程の変更については官側と調整を行うものとする。
(5) 検体採取後速やかに水質検査を実施し、水質検査結果報告書を1部作成、官側へ提出するものとする。

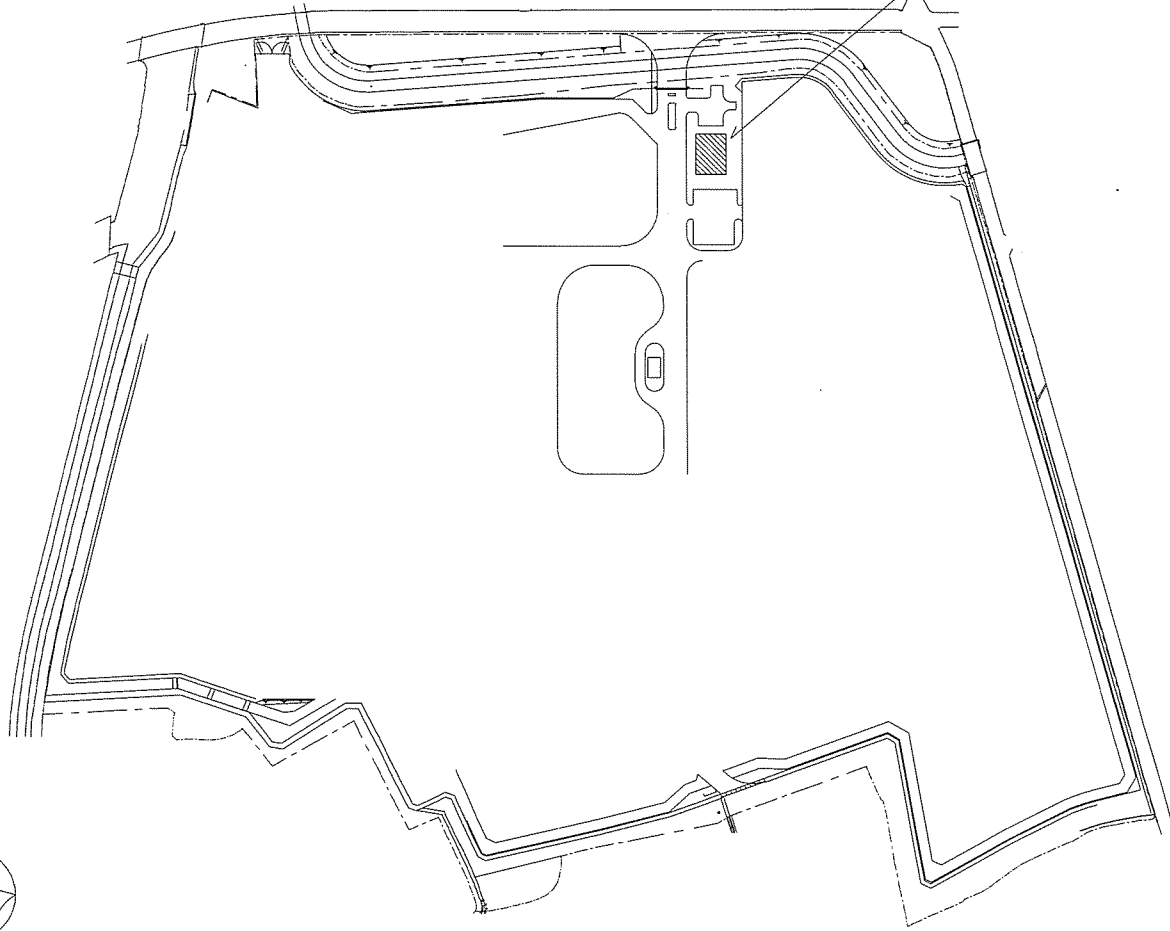
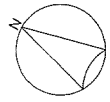
件名	飲料水水質検査	図面番号	1 / 3
種別	特記仕様書	縮尺	
作成部隊	陸上自衛隊 徳島駐屯地業務隊管理科		

徳島駐屯地



案内図

役務実施場所（採水箇所）



配置図

件名	飲料水水质検査	図面番号	3 / 3
種別	案内図・配置図	縮尺	S=1:X
作成部隊	陸上自衛隊 徳島駐屯地業務隊管理科		